

地域との協働による地域の防災力向上に係る
大阪市と三井住友海上火災保険株式会社との連携に関する協定

大阪市（以下「甲」という。）及び三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、地域の防災力向上に向けた取組に関し、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 乙は、自身や「防災減災アシスタント」が保持する防災に関する知見を活用し、又は相互に密接に連携し、甲の防災の取組を積極的に支援することで地域の防災力向上を図る。

（定義）

第2条 「防災減災アシスタント」とは、乙が保険代理店業を委託する保険代理店（以下「代理店」という）のうち、甲の防災の取組に関する協力に合意した代理店と定義する。

（連携する事項）

第3条 乙は、次の各号の役割を担うものとする。

- (1) 甲の防災の取組への支援
- (2) 乙は、甲の要望する防災の取組に合意した代理店を「防災減災アシスタント」に選定する。
- (3) 乙は、本協定に定める各事項について、「防災減災アシスタント」に遵守させなければならない。
- (4) 甲と、「防災減災アシスタント」との協働による防災の取組の推進
- (5) その他、甲の防災の取組に関する必要な調査及び技術の提供

（相互協力）

第4条 甲及び乙は、相互協力を円滑に推進するため、甲と「防災減災アシスタント」の協働による防災取組に係る具体的な実施内容及び時期等の決定が円滑に行われるよう、甲乙は協力する。

2 前条に規定する事項に基づき実施する具体的な内容については、別途甲乙協議のうえ定めるものとする。

（費用の負担）

第5条 本事業の実施に要する費用は、原則として各自の負担とし、これにより難い場合は、甲乙協議のうえ定める。

(第三者への損害賠償責任)

第6条 乙は、第3条の規定による甲への支援において、乙や「防災減災アシスタント」の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負う。また、乙が負うべき賠償責任にかかる、乙と「防災減災アシスタント」との責任の所在については、乙が「防災減災アシスタント」との協議の上、定める。

2 乙は、第3条の規定による甲への支援において、乙や「防災減災アシスタント」の責めに帰することができない事由により第三者に損害を与えた場合は、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況等を書面により甲に報告し、その処置は、甲乙協議の上、定める。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。なお、期間満了の1箇月前までに甲乙いずれからも申し出がない時は、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 前項の有効期間内に、本協定の改廃が必要となった場合には、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

(個人情報等の取扱い)

第8条 甲乙は、本事業の実施に当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例を遵守するものとする。

(秘密の保持)

第9条 甲乙は、互いに提供した情報、本事業において知り得た秘密について、第三者に漏らしてはならない。また、事業期間終了後も同様とする。また、本事業に関する内容について、第三者（「防災減災アシスタント」を含まない。）に提供する場合は、事前に相手方の承諾を得るものとする。

(著作権)

第10条 本事業の実施によって生じた成果物の帰属は、必要に応じて甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議のうえ取扱いを定めるものとする。

上記協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙押印の上、各々1通を保管する。

令和 年 月 日

甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市

大阪市長

乙 東京都千代田区神田駿河台3丁目9番地

三井住友海上火災保険株式会社

取締役社長 船曳 真一郎